

教育委員会提出議案

第4号議案

豊島区学校運営協議会規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年2月28日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

豊島区学校運営協議会規則の一部を改正する規則

豊島区学校運営協議会規則(令和3年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第4条関係)

学校名
仰高小学校
清和小学校
朋有小学校
池袋本町小学校
高南小学校
さくら小学校
池袋中学校
千登世橋中学校

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(説 明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 第 1 項に規定する学校運営協議会を豊島区立清和小学校、朋有小学校、さくら小学校に設置するにあたり、豊島区学校運営協議会規則を改正するため、本案を提出する。

(資 料)

別添のとおり

豊島区学校運営協議会規則（令和3年教育委員会規則第8号）新旧対照表

現行	改正後（案）		
別表（第4条関係）	別表（第4条関係）		
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>学校名</td> </tr> </table>	学校名	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>学校名</td> </tr> </table>	学校名
学校名			
学校名			
仰高小学校	仰高小学校		
池袋本町小学校	清和小学校		
高南小学校	朋有小学校		
池袋中学校	池袋本町小学校		
千登世橋中学校	高南小学校		
	さくら小学校		
	池袋中学校		
	千登世橋中学校		
	<p>附 則</p> <p>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p>		